

路網設計支援ソフト「Forest Road Designer」  
ライセンスシート（使用許諾証書）

ライセンスID： 00

発行日： 00

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
住友林業株式会社

お客様： ○○○○○○

<ライセンス製品内訳>

No.	ライセンス製品の名称	バージョン	ライセンス種別	数量	備考
1	Forest Road Designer	○	スタンドアロン	○	使用対象機械固定

<カスタマイズ概要>

No.	項目	カスタマイズ概要

<特記事項>

・使用対象機械を変更する場合は、住友林業への届け出を必要とします。

ソフトウェア使用許諾証契約書

お客様と住友林業株式会社（以下「住友林業」といいます。）は、ライセンスシートに記載された住友林業のライセンス製品に関して、次のとおり使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。本契約は、お客様においてライセンス製品のご使用を開始された時点をもって、成立したものといたします。

※裏面条文に続く

#### 第1条（使用許諾）

1. お客様は、本契約における条件に基づき、ライセンス製品を、日本国内において非独占的に使用することができます。
2. お客様は、本契約に基づくライセンス製品の著作権のみを取得し、本契約に別段の定めのない限り、ライセンス製品に対してその他のいかなる権利も取得するものではありません。

#### 第2条（使用範囲）

お客様は、ライセンス製品の本来の使用目的のため、自己の用途においてのみ、ライセンス製品を使用することができます。

#### 第3条（著作権等の帰属）

お客様に対して使用が許諾されるライセンス製品およびそれらの複製物（電磁的複製物を含む。以下同じ。）の著作権、著作人人格権およびその他一切の知的財産権は、住友林業に帰属します。なお、お客様は、当該正当な権利者の使用許諾条件にも従わなければなりません。

#### 第4条（禁止事項）

1. お客様は、本契約に別段の定めのない限り、ライセンス製品（複製物を含む）の全部または一部につき、以下の行為を禁止します。
  - （1）複製または複写（ただし、バックアップ目的の複製を除きます。）
  - （2）公衆送信（自動公衆送信の場合の送信可能化を含む）
  - （3）貸与、担保設定、譲渡、または占有の移転
  - （4）解析、リバースエンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイル
  - （5）改変、加工または他の製品との結合
  - （6）本契約に基づく著作権についての再使用権の設定
  - （7）指定する機械以外での使用

2. お客様は、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、また本契約上の地位を第三者に譲渡してはなりません。

#### 第5条（お客様の善管注意義務）

1. お客様は、善良なる管理者の注意義務をもってライセンス製品を本契約の趣旨に従い使用するものとします。
2. お客様がライセンス製品の記録媒体を破棄する場合は、住友林業の指示に従い、ライセンス製品を消去（ソフトウェアの場合）、裁断（マニュアル等文書の場合）する等ライセンス製品（複製物を含む。）も廃棄するものとします。

#### 第6条（秘密保持）

本契約の期間中のみならず本契約終了後も、お客様は、住友林業より秘密と指定された事項およびライセンス製品の仕様を通じて知り得たライセンス製品に関する全ての秘密情報（以下、併せて「秘密情報」といいます。）を秘密に保持するものとし、住友林業の書面による事前の承諾なしにこれらを第三者に利用させたり提供してはならないものとします。ただし、法令等に基づく開示はこの限りではありません。

#### 第7条（ライセンス製品の保守）

1. 住友林業は、ライセンス製品発行日から1年間に限り、お客様がライセンス製品に瑕疵を発見し住友林業に書面で報告した場合には、住友林業の選択により当該瑕疵の修補または交換を行います。ただし修補または交換の対応については、電子メール並びに電話での対応とし、訪問による対応が必要な場合は、必要となる交通費等実費を別途請求します。

#### 【発行者】

東京都千代田区大手町一丁目3番2号  
住友林業株式会社 資源環境事業本部  
脱炭素事業部長 加藤 剛 印

（発行者の押印のないライセンスシートは、無効です。）

#### 【ライセンス製品に関するお問い合わせ先】

住友林業株式会社 資源環境事業本部 脱炭素事業部  
Tel : 03-3214-3460  
E-mail : frd@photec.co.jp

ただし、お客様または第三者がライセンス製品に改変等をおこなっている場合その他住友林業の責めに帰さない事由により生じた瑕疵については、この限りではありません。

2. 前項の無償保守期間経過後も、お客様は、別途契約を締結することにより、ライセンス製品について有償の保守サービスを受けることができます。

#### 第8条（第三者クレームへの対応）

お客様が、ライセンス製品の使用に関して第三者から権利侵害の主張を受けた場合には、直ちに住友林業へ通知するものとします。

#### 第9条（責任の制限）

住友林業は、お客様がライセンス製品を使用することにより生じたお客様の損害については、本契約に別段の定めのない限り一切責任を負いません。また、住友林業は、いかなる請求原因においても、お客様の特別損害（逸失利益やデータの損失を含むがこれに限らない。）については一切責任を負いません。

また、ライセンス製品の使用により得られた結果について、その正確性、完全性、有用性等についてはお客様ご自身が判断され、お客様の責任において利用されるものとします。住友林業は、これらについていかなる保証も致しません。

#### 第10条（契約解除）

1. 前条の規定にもかかわらず、住友林業は、お客様の側において次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、催告なしに本契約を解除することができるものとします。

（1）お客様が、本契約のいずれかの条項に違反し、住友林業が相当の是正期間を定めて催告した後も是正されないとき

（2）重大な過失または背信行為

2. 前項の規程は、お客様と住友林業との合意解除を妨げるものではありません。

3. 本契約が解除された場合でも、お客様は、住友林業に対し支払い済みの使用料の返還を求めるとはできないものとします。

#### 第12条（契約終了時の措置）

本契約が解除または解約により終了した場合、お客様は、住友林業の指示に従い、ライセンス製品および秘密情報を廃棄または返還しなければなりません。

#### 第13条（契約内容の変更）

1. 本契約は、ライセンス製品の使用許諾に関するお客様と住友林業間の合意です。当該事項に関する既存または事前の口頭または書面の合意に取って代わるものとします。
2. 本契約と異なる記載がライセンスシートに記載されている場合には、ライセンスシートの内容が優先するものとします。
3. 本契約の内容は、本契約締結後に、お客様と住友林業のそれぞれ権限のある代表者または代理人が記名捺印した文書によるのみ、変更することができるものとします。

#### 第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項に疑義を生じた場合には、お客様と住友林業で協議し、信義誠実の原則にもとづき円満に解決するものとします。